

# 白井市立図書館資料除籍要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白井市立図書館管理運営規則(平成6年教育委員会規則第2号)第2条第1号に規定する事業を円滑に運営するため、白井市立図書館(以下「図書館」という。)における資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館において利用価値を失った資料を除籍することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な資料構成を維持するための資料の更新を行う。

2 長期間にわたり所在の確認できない資料を除籍扱いすることにより、所蔵する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い適正な資料構成に努める。

(除籍資料の対象)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 亡失

ア 紛失や天災・火災等により滅失したもの

イ 現品回収不能となったもの

ウ 蔵書点検等の結果所在不明となった資料で、2年以上調査してもなお不明のもの

エ 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず2年以上回収不能なもの

(2) 毀損

汚破損が甚だしく修理不可能なもの、または利用が困難なもの

(3) 不用

汚破損に関わりなく、内容上及び利用上から資料的価値が失われたもの

ア 図書

(ア)出版後15年を経過した類似図書で代替できるもの

(イ)出版後10年を経過した次の条件を満たすもの

あ 改訂版・増補版等が出版され、内容が古くなったもの

い 法律改正等で内容が古くなった実用書及び参考図書

(ウ)出版後5年を経過した実用的なガイドブック等

イ 視聴覚資料

受入後15年を経過した類似資料で代替できるもの

ウ 新聞・雑誌

保存期間を過ぎた新聞及び雑誌。ただし、保存期間については別途定める。

(4) 数量更正

登録受入済みの資料で、合本あるいは分冊するもの

(5) 保管転換

管理替え等によるもの

(除籍の対象としない資料)

第4条 前条にかかわらず、次の資料は除籍の対象としない。

(1) 地域・行政資料。ただし、利用価値が失われた資料で複本がある場合は2冊を保存し、残りを除籍できる。

(2) 絶版等の理由により入手困難で、特に保存の必要があるもの

(3) その他館長が特に保存が必要であると認めたもの

(閉架書庫の取り扱い)

第5条 第3条にかかわらず、利用価値が失われ、一般開架及びセンター図書室等で不用となった図書は、図書館の閉架書庫に1冊を保存し、残りを除籍することができる。

(除籍の手続き)

第6条 除籍した資料については、その概要を翌年度当初に開催される図書館協議会で報告する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、図書館における資料の除籍に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。